

静岡市産学交流センター条例の一部改正について

静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例

静岡市産学交流センター条例（平成16年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1施設の利用料金の限度額の表を次のように改める。

1 施設の利用料金の限度額

室名	面積	金額								
		午前9時 30分から 正午まで	午後1時 から午後3時 まで	午後3時 30分から 午後5時 30分まで	午後6時 から午後8時 まで	午後8時 から午後10時 まで	午前9時 30分から 午後5時 30分まで	午後1時 から午後10時 まで	午前9時 30分から 午後10時 まで	
大会議室	126m ²	5,230円	4,190円	4,190円	5,020円	5,020円	13,610円	18,420円	23,650円	
小会議室 1	61m ²	2,520円	2,020円	2,020円	2,420円	2,420円	6,560円	8,880円	11,400円	
小会議室 2	53m ²	2,200円	1,760円	1,760円	2,110円	2,110円	5,720円	7,740円	9,940円	
演習室1	57m ²	2,350円	1,880円	1,880円	2,260円	2,260円	6,110円	8,280円	10,630円	
演習室2	56m ²	2,310円	1,850円	1,850円	2,220円	2,220円	6,010円	8,140円	10,450円	
演習室3	70m ²	2,900円	2,320円	2,320円	2,780円	2,780円	7,540円	10,200円	13,100円	
演習室4	78m ²	3,230円	2,580円	2,580円	3,100円	3,100円	8,390円	11,360円	14,590円	
プレゼン テーショ ンルーム	179m ²	7,430円	5,950円	5,950円	7,140円	7,140円	19,330円	26,180円	33,610円	

別表第1の2設備（特殊機器）の利用料金の限度額の表中「1,020円」を「1,040円」に、「510

円」を「520円」に、「610円」を「620円」に改める。

別表第2中「1,460,570円」を「1,487,610円」に改める。

別表第3中「3,000円」を「3,050円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市産学交流センター条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第2及び別表第3の規定は、利用期間が施行日以後にわたる利用に係る利用料金について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表第2及び別表第3並びに前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの許可に基づき、施行日前から施行日以後引き続き利用する場合の施行日以後の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 5 新条例別表第1から別表第3までの規定に基づく静岡市産学交流センターの施設及び設備の利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。